

防府市障害支援区分認定審査会運営要綱

平成18年4月1日制定

(目的)

第1条 防府市障害支援区分認定審査会運営要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める市町村審査会（以下「審査会」という。）の適切な運営に資することを目的とする。

(審査会の委員)

第2条 審査会の委員は、障害者の障害保健福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 審査会における審査判定の公平性を確保するため、原則として防府市の職員以外の者を委員として委嘱する。

3 委員は、原則として認定調査員として認定調査に従事することはできない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年（初回の任期は平成19年3月末日まで）とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。審査会の会長は、委員の中から副会長1名を指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決することができない。

3 全体会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第6条 審査会は、委員のうちから会長が指名するものをもって構成する合議体で、審査判定業務（障害支援区分の認定及び支給要否決定についての意見）

を行うことができる。

2 合議体の定数は2とし、1合議体の定数は4人とする。

(合議体の長)

第7条 合議体に長を一人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

2 合議体の長が所属する合議体の会議に出席できないときは、当該合議体に所属する委員であって合議体の長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(審査会の議決)

第8条 合議体は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 合議体の議事は、長を含む出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは合議体の長の決するところによる。

(審査会開催の準備)

第9条 市長は、審査会開催に先立ち、当該開催日の審査会において審査及び判定を行う審査対象者をあらかじめ決めた上で、該当する審査対象者について資料を作成する。

(審査判定)

第10条 審査会は、介護給付に係る申請を行った審査対象者について、障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書の内容に基づき、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）に定める区分に該当することについて、審査及び判定を行う。

2 審査会は、審査判定結果を市へ通知する。これに基づき、市長は障害支援区分の認定をしたときは、その結果を当該認定に係る障害者に通知する。

(審査の除斥)

第11条 審査対象者が入所等をしている施設等に所属する者が、当該合議体に委員として出席している場合には、当該審査対象者の審査及び判定に限って、当該委員は、判定に加わることができない。

(意見の聴取)

第12条 審査会は、審査判定にあたって、必要に応じて、審査対象者及びその

家族、医師、認定調査員及びその他の専門家の意見を聞くことができる。

(非公開)

第13条 審査会は、第三者に対して原則非公開とする。

(記録の保存)

第14条 審査判定に用いた記録は、5年間保存する。

(報告)

第15条 審査会の審査判定結果等、必要な事項については、報告用ソフトを用いて国に報告するものとする。

(支給決定案に対する意見)

第16条 市長は、市の支給基準と乖離する支給決定案を作成した場合は、その妥当性について審査会に意見を聞くことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(その他)

第5条第1項の規定にかかわらず、最初を開催する審査会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する